

令和 六年 三月 二十九日

全国私立通信制高等学校協会

会長 吾妻俊治

要 望 書

文部科学大臣

盛山正仁 殿

私立通信制高等学校における教育の充実につきましては、日頃から格別のご理解を賜り、関係者一同、心より感謝を申し上げます。

通信制高等学校は、不登校経験者、全日制高等学校中退者、特別教育支援を必要とする生徒など、教育上の困難性を抱える生徒へのより適切な対応、ICTを活用した個別最適な指導の深化に向けた、学習環境の整備、施設設備の充実、さらには教職員の研修等に、積極的に取り組んでおり。特に私立の通信制高等学校に在籍する生徒数は20万人を超えるなど、ますます通信制高等学校の存在価値が高まっております。

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）において、通信制高等学校における指導体制、指導方法、質保証の方策、所轄庁の在り方などについて様々な方策が提言されました。この論議を踏まえ、例えばこれまで「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。」と規定していたのに対し、「教師が面接指導や添削指導の実施・評価や試験の採点・評価、専門家等と連携した生徒指導などを生徒一人一人の状況に応じてきめ細かく行う必要があることを踏まえ、差し当たり、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要であることを基準として設定していくべきである。」といった内容を中心とする、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令が令和4年12月28日に公布、併せて「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）においても所要の改訂が行われました。私たち、全国私立通信制高等学校協会（以下「当協会」という。）に加盟する高

等学校は、教育の質確保、向上に向けた関係諸法令の改正の主旨に沿い、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒の学びの場として、一層の改善をすすめております。

一方、一部の通信制の高等学校においては未だに違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられ、このことが、通信制高等学校全体の社会的信頼性を損ねる状況も見受けられます。当協会は、全国の通信制高等学校の充実・発展を願う立場から、これらを決して看過せず、自らは、不断の自己点検を続けてまいる所存です。

文部科学省におかれましては、通信制高等学校の教育の質保証に向けて、改正された関係諸法令や「ガイドライン」等に基づき、厳正かつ公正な取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

一方、これら質の確保・向上を現実的に推進するためには、私立通信制高等学校の経営基盤の安定が何よりも不可欠であり、国庫による財政的支援の拡充が必要です。これら私学助成の充実をはじめ、左記の件について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

一、文部科学省が、関係諸法令および「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき、通信制高等学校における適正な教育活動についてより一層の指導力を発揮すること。

二、通信制高等学校に対する社会的理解や支援が不十分である実情に

鑑み、理解促進に関する必要な施策を講じ、支援の充実を図ること。

とりわけ、私立高等学校等経常費補助における全日制・定時制と、狭域及び広域の通信制との格差を解消すること。さらに、養護教諭・スクー
ルカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置のための支援、I
CT関連補助などについて、全日制・定時制高等学校と通信制通信制高
等学校といった、課程の違いにより、対象や補助規模等において、差が
生じている施策を早急に改善すること。

三、通信制高等学校に対する各所轄庁の対応については、都道府県による対
応の差が生じ、特に認可都道府県等の区域を越えて設置されているサテ
ライト施設に関する問題と、それに対する行政上の対処については、多
くの課題が顕在化し、このことが通信制高等学校間のみならず、全日制
の私立高等学校との間においても、様々な軋轢が生じている。私立学校
の自主性尊重を大前提としつつ、全日制・通信制の課程に関らず、高等
学校間が互いに公平かつ、信頼関係が構築される学校運営が実現できる
よう、具体的な問題解決を図られたい。

四、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）に基づき設置された、学
校設置会社による通信制高等学校が、高等学校通信教育規程の一部を改
正する省令、ならびに「ガイドライン」改訂に際して、教育改革を實行

するために、必要な支援体制を講じること。

要望趣旨

一について

令和5年に私通協において、会員校を対象とする「全国私立通信制高等学校実態調査」（以下「令和5年度実態調査」という。）を実施した。この実態調査においては、私通協の会員校が、全日制高校中退者や不登校経験者など多様な生徒に対して、個々の状況に寄り添ったきめ細やかな教育を実践している状況が確認されています。このような中、当協会は文部科学省の方針を支持し、一連の施策を通じて、全国の通信制高等学校において健全な教育が展開され、生徒・保護者をはじめ、広く社会全般が、高等学校通信教育に対する信頼がさらに増すように、会員各校が通信教育実施計画の作成及び明示、通信教育連携協力施設の教育環境整備、学校評価および教育活動等の状況についての情報の公表など、積極的に教育改革を推進する所存です。文部科学省におかれましては、教育改革に真摯に取り組んでいる圧倒的多数の通信制高等学校に対して、積極的なご支持を頂きたくお願いいたします。

二について

私通協の令和5年度実態調査においては、本務教員1人当たりの生徒数は42人という結果であった。当協会の会員校では高等学校通信教育規程の一部改正による生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要であるとの基準を大きく上回る状況がすでに実現され、全日制高等学校に準ずる教員配置を実現しています。一方、教育条件の維持向上及び在校生の

修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため設けられている経常費補助金については、各校の事業活動収入の内訳で比較すると、全日制高校が、38.6%に対して、通信制高校11.0%（ともに令和3年度中高連調べ）であり、私通協の令和5年度実態調査では、僅か5.4%という状況です。通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められ、さらに多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ることが求められ、高等学校通信教育規程の一部改正がすでに実施されている状況にも関わらず、これらの格差改善が未だに実現されていない状況は、今後の教育環境、教職員配置等の充実、安定的な学校経営を実現に大きな障壁となっています。高校生世代に必要な教育を担う使命は、全日制も、定時制も、通信制も、課程による違いはなく、私立通信制高等学校の教育環境の充実のため、私立高等学校等経常費補助等による通信制高等学校への助成の充実、拡充を強く要望します。

また、通信制高校では七十四単位以上の修得を希望する生徒が、残在籍期間があるにもかかわらず、高等学校等就学支援金の支給対象となっておりません。多くの全日制高等学校が、卒業まで90単位以上を修得している状況を鑑み、学びの意欲の高い生徒が、経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、改善をお願いいたします。技能教育施設と通信制高校の授業料、また、定通併修の科目履修生の授業料との二重負担の軽減についてもぜひ、ご検討をお願い申し上げます。

最後に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について、公立学校では、国庫補助三分の一、残りは自治体の努力によって可能となっています。私立学校

においても、私立高等学校等経常費助成費補助の特別補助の対象とされ、一部経費が補助されています。その他ＩＣＴ環境推進事業など、国や都道府県等が実施している補助事業の中には、通信制高等学校が対象とならない事業が散見されております。これらの補助を広域通信制高等学校にもご対応頂きますように、強くお願い申し上げます。

三について

広域通信制高等学校のサテライト施設に関しては、所轄庁の圏域を越えた指導・監督に課題があるとともに、サテライト施設の所在地である都道府県は、当該施設に対して関与できない仕組みとなっていることから、教育環境等に関する実態把握にすら苦慮しています。文部科学省におかれましては、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）を令和5年11月に策定したり、通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業において、通信制高校における全国的な質担保のためのプラットフォーム構築などに取り組まれ、ご尽力頂いていることは承知しています。が、未だ課題解決への見通しが立たない状況にあると感じています。全国私立学校審議会連合会などによる通信制高校に関する繰り返しの要望等では、「安易でショートカット的な学修が躊躇いも無く行われている」との、通信制高等学校全般に対しての批判が展開され続けているなど、同じ教育に携わる私立学校間の関係性において、互いの信頼関係が得られていない今般の事態は、教育現場として大変深刻な状態と言わざるをえません。私たち私通協としても、通信制同士、或いは、課程の違いを超えた信頼関係の構築のために、鋭意努力をすすめてまいります。教育行政を司る文部科学省自らが、これらの事態が改善するよう、具体的な施策を進めて頂きますようお願いいたします。全国の各所轄庁（都

道府県単位、教育特区単位）において通信制高等学校に対する指導等に格差が生じることの無いよう、主導頂きますようお願いいたします。

四について

学校設置会社による通信制高等学校は、特区法に基づき設置された経緯があり、教育活動等が構造改革特別区域内での制限等があることは承知していますが、文部科学省の方針に則り、教育改革の推進を試みている通信制高等学校に対して、教育特区の所轄庁が、柔軟かつ適切な対応がなされるように、文部科学省に主導して頂きたいお願い申し上げます。

以上